

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	2 6 7
		決裁期日	平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日
名 称	上富良野町協働のまちづくり推進委員会（第9回）		
日 時	平成 2 5 年 1 1 月 7 日（木） 午後1時30分～午後2時40分		
場 所	役場 2 階審議室		
出席者	協働のまちづくり推進委員 5 人 町民生活課 事務局 3 人 合計 8 名		

【進行：事務局】

◎ 会長あいさつ

会 長： 自治基本条例は、まちづくりの根幹をなしている。

今まで委員会で条文の見直しについて議論してきました。今後この自治基本条例を基に私たちの町が良くなっていくことを願い、町長に提言書を提出していきたいと思しますので、皆様の慎重なご意見を賜りたいと思います。

議 題

1 自治基本条例の見直しに関する提言書(案)について

- ・上富良野町自治基本条例等町民アンケートの分析成果報告書

事務局：【別冊、成果報告書により分析結果を説明】

会 長： 今回の町民アンケートは、多くの自由記述があり意見を頂けた。回収率も高く、分析結果にも信憑性があり、十分町民の声が反映されているものになっている。

この分析に対して、どのように町長に提言していくのか

- ・上富良野町自治基本条例見直しについての提言書(案)

事務局：【別紙、提言書(案)を説明】

委員会で検討した結果と、町民アンケートによる町民の意見を反映させ、提言書を作成させて頂いた。

提言書の記載内容は、条文の改正等では無く、町民に対する条例の認知度の向上をさせるための努力が必要であることと、さらに今後の協働のまちづくりを進めて行く上で、町民アンケートの結果から必要な部分として3項目を記載したものを、町長に提出していきたい。

会 長： 委員会では、まちづくりの基本ルールとしての根幹をなしている自治基本条例の見直しについて検討してきた。

協働の町づくりを推進していく上で、私たちも、自治基本条例を認知しなくては

ならない、また町についての認識度を共有することが重要である。

今回、自治基本条例の修正や改正よりも、この自治基本条例を認識することが重要という結論に至った。

提言書の内容に、「町民アンケートから自治基本条例を認識し、自覚することを、確認した」という内容を付け加え町長に提出する。

提言書の内容については、宜しいでしょうか。

委員：了承

## 2. 今後の予定

### (1) 提言書の提出

事務局：11月13日(水)に提出。13時15分までに役場2階審議室に集合。

分析成果報告書を提言書と合わせて、町長室にて会長から町長に提出する。

## 3 その他

### (1) 平成25年度まちづくり活動助成補助金交付事業

平成25年度として、3団体から申請があり事業交付決定し、団体の活動に対して支援している。平成26年度も予算化し事業を進めていく。

情報提供ということで、まちづくりに取り組んでいるグループがありましたら、ご連絡を頂きたい。

ふまねっとクラブ活動では講師等の育成に対して補助している。

講師になる方や指導者が増えることにより、町内会等で実施するふまねっと活動の活性化に対し支援している、会の運営補助や、通常の活動に対する支援はしていない。

全国フットパス参加は、フットパスをやられている野山人、若しくはフットパス愛好会の活動の中でさらに活動の幅を広げるため、全国フットパスに参加し見聞を広め、町内会等におけるフットパス実施時の参考とするため。

もう一つは、商工会まちづくり委員会セミナー開催については、2名の講師を呼んで、グループ討議を実施し、まちづくりについて語る。まちづくり委員会の活動の輪も広がり、さらに活動を拡充させるために補助をしている。

### (2) 地域コミュニティ活性化会議の取り組み

住民会長から、町内会の成り手不足や、町内会に未加入者等の問題が寄せられており、解決に向けた取組をしてほしいとの声があり、これらの課題解決に向け地域コミュニティ学の専門である札幌国際大学飯田先生、北海道工業大学谷口先生を講師に、地域コミュニティ活性化に向けた取組を、協働のまちづくりの関連として実施している。

現在、西富住民会で実施しており、11月17日に2回目の検討会を実施する予定。

その他の住民会に対しても取組を実施していきたい。

会長：次回が最終日となり、推進委員の任務が終了となります。

長い間ありがとうございました。町が良くなっていく方向に進めていくよう努力していきますので宜しくお願いいたします。本日はありがとうございました

## 3 その他

提言書提出日(案) 11月13日 午後1時15分 審議室 集合

【会議録は決裁終了後、行政ホームページ、町政情報提供コーナーに公開。】